令和4年12月

家畜市場におけるインボイス制度への対応

公益社団法人　宮崎県畜産協会

税理士法人アイビーパートナーズ
代表社員税理士　飯田　三和

【 目 次 】

(1) 消費税の仕組み(なぜインボイス？)

(2) インボイスの基本的な考え方(Q&A)

(3) インボイス制度における農業者の留意点

(4) 登録番号の取得の手続きと申請書の書き方(Q&A)

消費税の仕組み（なぜインボイス）①

(1) 消費税はどんな税

消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税です。ほぼ全ての国内における商品の販売、サービスの提供等を、課税対象とし、取引の各段階ごとに標準 税率10%（うち2.2%は地方消費税）、軽減税率8%（うち1.76%は地方消 費税）の税率で課税されます。

(2) 消費税の負担者

消費税は、事業者に負担を求めるものではありません。税金分は 事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて、次々と転嫁され、最終的に商品を消費し又はサービスの提供を受ける**消費者が負担する**こととなります。

(3) 納税義務者

事業者は預かった消費税から自分が支払った消費税を控除して税務署に納付することになります。

(この支払った消費税を控除することを**仕入税額控除**と言います。)

軽減税率制度の導入　令和元年10月

軽減税率の対象となる新聞

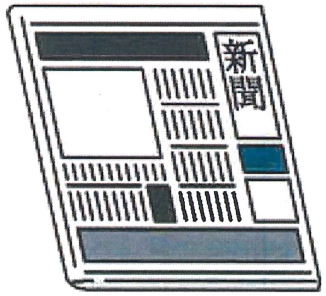

定期購読契約が締結され、一般社会事実を掲載する週2回以上発行されるもの

消費税の仕組み（なぜインボイス）②

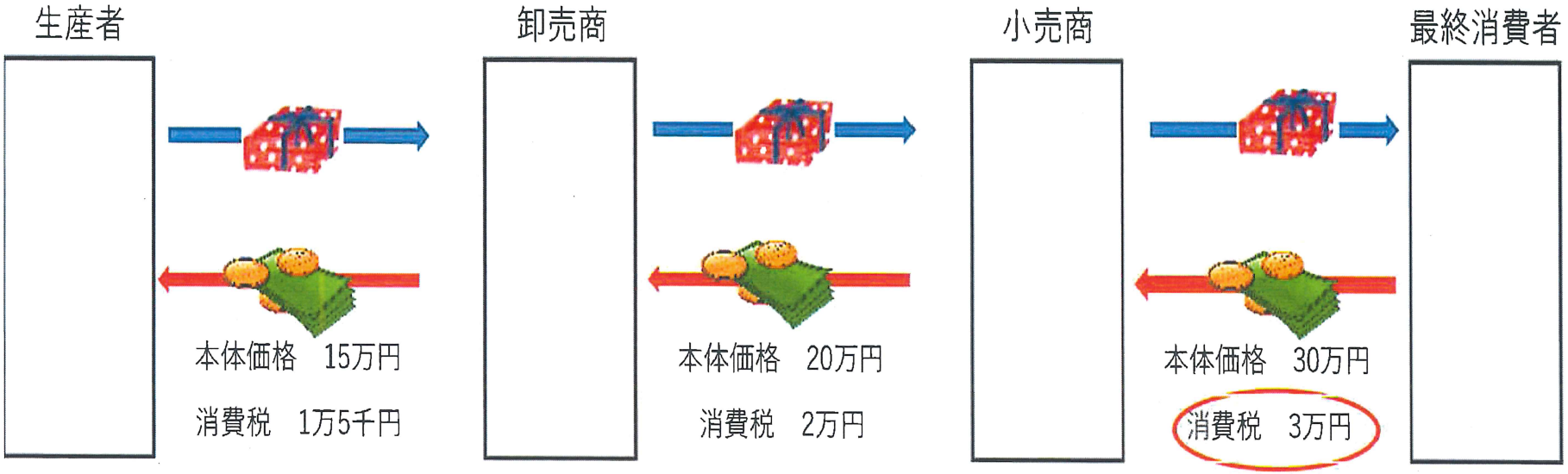

預り消費税	15,000	預り消費税	20,000	預り消費税	30,000
支払消費税（仕入税額控除）	0	支払消費税（仕入税額控除）	15,000	支払消費税（仕入税額控除）	20,000
税務署へ	15,000	税務署へ	5,000	税務署へ	10,000

税収　30,000円

消費税の仕組み（なぜインボイス）③

(4) 納税義務等の負担軽減

事業者の納税事務負担等を軽減するために、次のような措置が講じられています。

●事業者免税点制度

基準期間の課税売上高が**1,000万円以下の事業者**は、免税事業者となります。基準期間とは原則として、個人事業者についてはその前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度を言います。

●簡易課税制度

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する簡易課税制度が選択できます。

(5) 課税事業者の選択制度

免税事業者は消費税の納税を免除されており、かつ、消費税の還付を受ける権利もありません。そのため敢えて課税事業者を選択することも認められています。

参考

簡易課税制度の概要

簡易課税制度は、課税売上高が5,000万円以下の中小事業者の事務負担への配慮から設けられている措置。

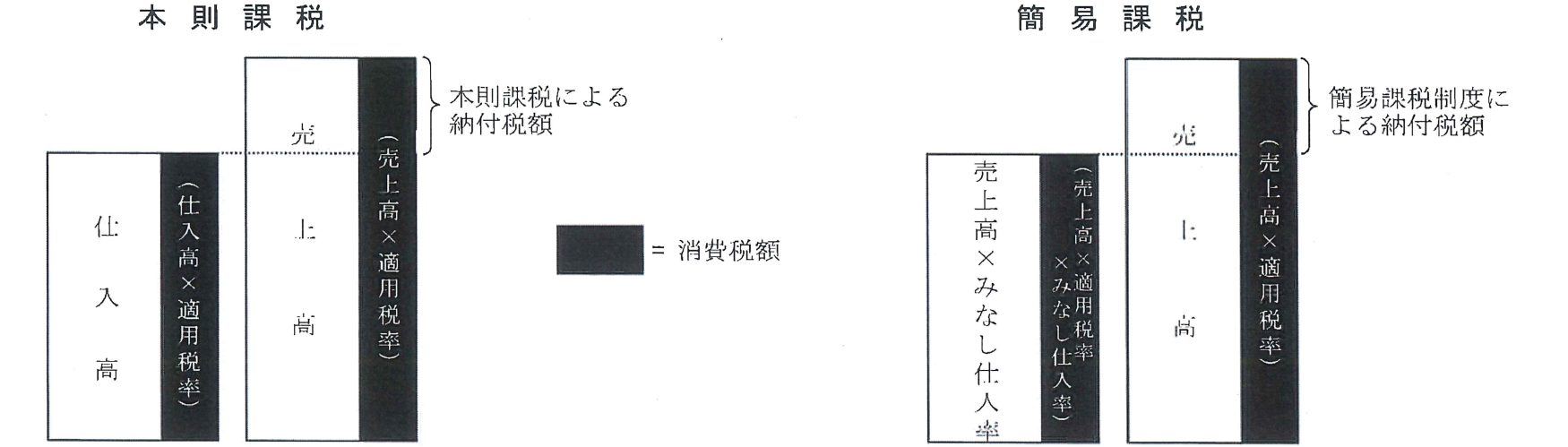

（標準売上高×10％ ＋ 軽減売上高×８％） － （標準仕入高 ×10％ ＋ 軽減仕入高 ×８％） ＝納付税額

（標準売上高×10％ ＋ 軽減売上高×８％） － （標準売上高 ×10％×みなし仕入率 ＋ 軽減売上高 ×８％×みなし仕入率） ＝納付税額

○ 簡易課税制度 ＝ 売上高だけから納付税額を計算する制度

○ 適用要件 ＝ 前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が５，０００万円以下であり、かつ、「簡易課税制度選択届出書」を事前に提出していること

○ みなし仕入率 ＝ 事業の種類ごとに、仕入高の売上高に通常占める割合を勘案して定められている。

卸売業	小売業等（注１）	製造業等	サービス業等（注２）	不動産業	その他事業
90%	80%	70%	50%	40%	60%

（注１）農林水産業のうち消費税の軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業を含む。（令和元年10月１日を含む課税期間（同日前の取引は除く）から適用）

（注２）サービス業等とは、サービス業、運輸通信業、並びに金融業及び保険業をいう。

○ 簡易課税制度を選択した事業者は、2年間以上継続した後でなければ、選択をやめることはできない。

令和3年7月財務省主税局税制第二課作成「インボイス説明資料」より引用

消費税の仕組み（なぜインボイス）④

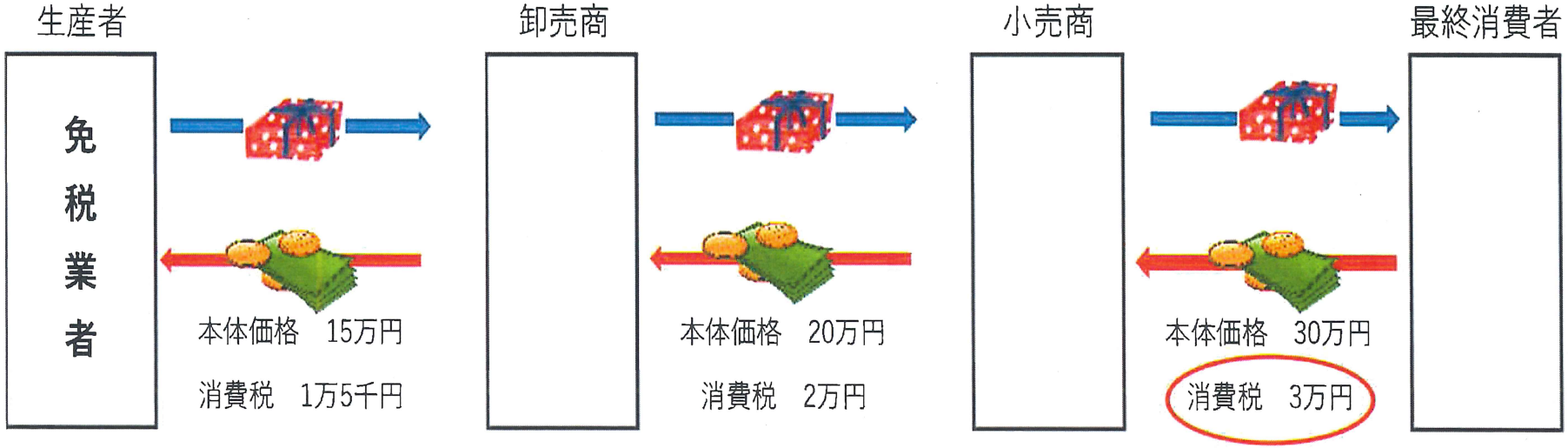

	生産者	卸売商	小売商
預り消費税	15,000	20,000	30,000
支払消費税（仕入税額控除）	0	15,000	20,000
税務署へ	15,000	5,000	10,000

税収　15,000円

税収を確保するために・・・インボイス制度の導入

消費税の仕組み（なぜインボイス）⑤

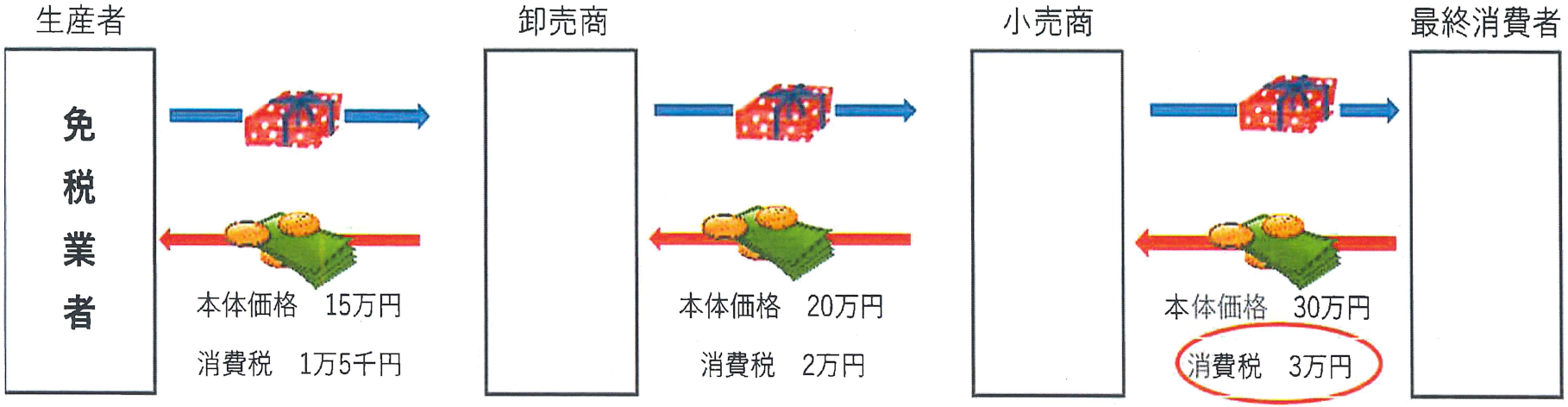

	生産者	卸売商	小売商
預り消費税	15,000	20,000	30,000
支払消費税（仕入税額控除）	0	0	20,000
税務署へ	15,000	20,000	10,000

税収　30,000円

インボイス制度導入後

仕入れ税額の控除ができない・・・税収確保

Q）インボイス制度とはどのような制度ですか？

適格請求書（インボイス）とは、「売り手」が「買い手」に対し正確な適用税率・税額を伝えるものであり、適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは、**仕入税額控除を受けるためにそのインボイスの保存を必要とする制度**です。

インボイスには、現行の「請求書等」に求められる記載事項に加え、**「登録番号」**、「軽減税率対象である旨」、「対価の額を適用税率ごとに区分して合計した金額」、「適用税率」、「消費税額」を記載する必要があり、「買い手」（課税事業者）からの求めに応じ、「売り手」はインボイスを交付することになります。

事業者は適格請求書発行事業者になるための登録申請をして、登録を受け、**「登録番号」**をもらうことになります。

【記載事項】 ○ 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。

参考

○ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

適格請求書

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書
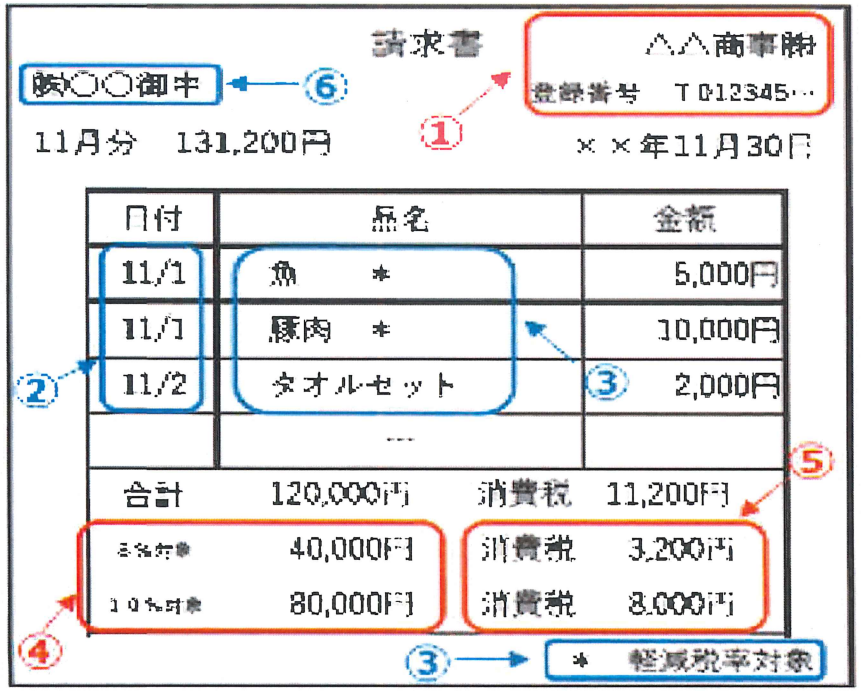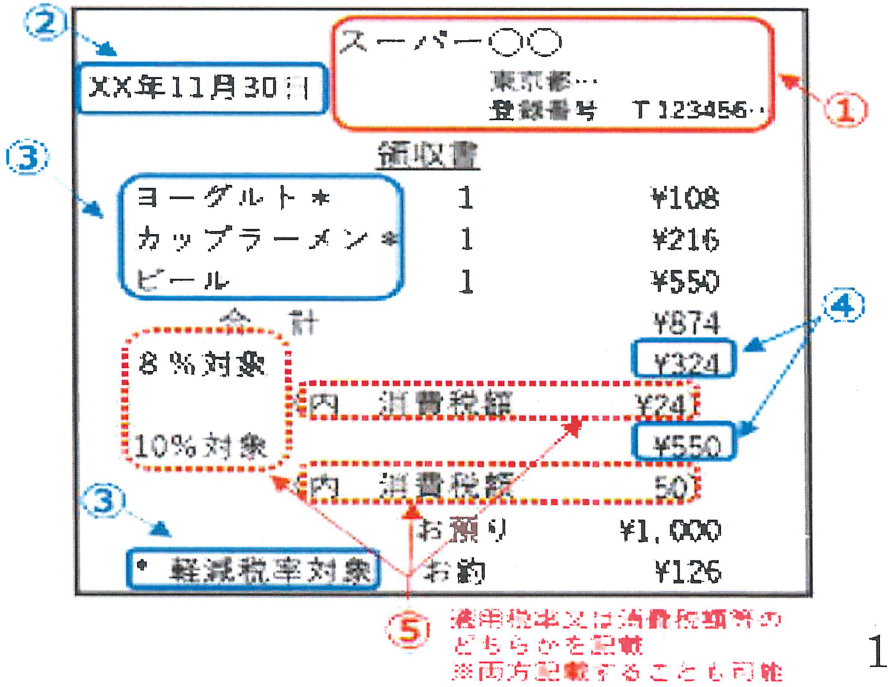
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※又は適用税率